

学校における性暴力発生時の事故報告の取り扱いについて

令和4年1月13日

長野県教育委員会

教職員による児童生徒への性暴力等が疑われる場合は、以下(1)～(8)の手順で事務処理を行う。

- (1) 学校長は、児童生徒から被害の訴えがあった場合には、事実確認前に、速報として、直ちに県教育委員会に事故報告書を提出する（児童生徒が声をあげていなくても、性暴力等が疑われる場合を含む。）。

なお、市町村（学校組合）立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校にあつては、市町村（学校組合）教育委員会及び教育事務所に事故報告を行い、教育事務所は速やかに義務教育課に報告する（「義務教育諸学校等に係る報告事項等について」（平成28年3月28日付け27教義第630号）参照）。

※児童生徒への性暴力等については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（施行前）において、「児童生徒性暴力等」として以下のとおり定義している

- ① 児童生徒に対する性交
- ② 児童生徒に対するわいせつな行為
- ③ 児童買春周旋、勧誘又は児童ポルノ所持・提供等
- ④ 児童生徒を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒に不安を覚えさせる以下の行為
 - ア 衣服その他の身に着ける物の上から若しくは直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること
 - イ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事

- (2) 県教育委員会の所管課は、学校長からの事故報告書（速報）を受領したときは、県教育委員会内で懲戒処分を検討する処分委員会に報告する。

- (3) 学校長は、県教育委員会に事故報告書（速報）を提出した後、速やかに事実確認を行う。

なお、被害を訴えた児童生徒やその他の児童生徒への聞き取りにあたっては、児童生徒が話しやすいよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家に聞き取りを依頼する等の配慮を行う。

- (4) 学校長は、調査結果について記載した事故報告書を県教育委員会に提出する。

なお、市町村（学校組合）立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校にあつては、市町村（学校組合）教育委員会及び教育事務所に事故報告を行い、教育事務所は速やかに義務教育課に報告する（「義務教育諸学校等に係る報告事項等について」（平成28年3月28日付け27教義第630号）参照）。

- (5) 県教育委員会の所管課は、学校長からの事故報告書を受領したときは、処分委員会に報告する。
- (6) 県教育委員会は、調査結果を受けて、学校長や市町村教育委員会と連携し、自ら必要な調査を行う。調査にあたっては、コンプライアンスアドバイザー（法律、臨床心理、犯罪心理、情報公開の専門家及び企業関係者、保護者で構成）等の専門家の協力を得る。
- なお、児童生徒への累次の聞き取りにより児童生徒の十分な保護に欠ける可能性が考えられることにも鑑み、県教育委員会による調査は、(3)の学校長による調査と合同で実施することがある。
- (7) 県教育委員会は、調査結果に基づき、児童生徒が被害を訴えた行為が性暴力等にあたるか否かの判断を処分委員会において行う。判断にあたっては、客観性を担保するため、あらかじめコンプライアンスアドバイザーから意見を聴取する。
- (8) 県教育委員会は、児童生徒が被害を訴えた行為が性暴力等にあたると判断した場合は、「懲戒処分等の指針」に基づき、教育委員会定例会において処分を決定する。